

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (十一)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (11)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.7 (1972. 7) ,p.57- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720715-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720715-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(十二)

手塚 豊

一 はしがき  
二 各不敬罪事件

- 森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件 以上第四四卷七号
- 下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島專平事件 以上第四四卷八号
- 後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞一事件 以上第四四卷九号
- 門田平三事件 以上第四四卷十号
- 山田島吉事件 以上第四四卷十一号
- 田中才次郎事件 ○門野又蔵事件 以上第四四卷十二号
- 鶴見由次郎、後藤勉事件 ○稻倉儀三郎事件 以上第四五卷一号
- 有田真平、寺田俊吾、志賀広吉事件 ○小松渉事件 以上第四五卷四号
- 岡野知荘事件 ○熊谷成三事件 ○古林繁越事件 以上前々号
- 八木原繁社事件 以上前号
- 荒川高俊事件 以上本号

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

## ○荒川高俊事件

明治十四年十月十六日、静岡小川座で行われた荒川高俊の「快楽は辛苦の比例」と題した演説の内容が、讒謗律第二条違反(不敬犯)として処断された事件である。この事件は、裁判の進行中に、明治十五年刑法が施行されたため、新旧両法(刑法では第一一七条の不敬罪)にまたがる事例として処理され、新旧両法を比照し、その軽い方で処罰する規定に則り(明治十五年刑法第三条二項)、主刑については讒謗律によつて禁獄三年(軽禁錮)、附加の罰金については刑法第一一七条によつて二百円の刑が、静岡軽罪裁判所において宣告された(明治十四年十二月二十八日・太政官布告第三三二項、第五号。明治十五年一月二十一日のことである)。

荒川高俊は、安政三年九月、栃木県那須郡黒羽向町で出生、父は漢方医であつた<sup>(4)</sup>。幼にして黒羽藩の儒者三田地山の門に学び、明治五年、十六歳にして笈を負うて上京、浅草誓願寺の英学塾に学び、後ち慶應義塾に転じた<sup>(5)</sup>。明治十一年、下谷の自宅に東京学館と称す

る私塾を開き、子弟の教育に努めると共に、民権論に共鳴して嚶鳴社に参加した。翌年、同社を脱し、土居光華、山川善太郎と共に、しばしば演説会を開き、またその年の秋、自宅に北辰社を設立、東京各所で演説会を開き、一般の人氣は、嚶鳴社のそれをしのいだとい(7)う。翌十三年四月、北辰雑誌を創刊、彼はその第一号(四月五日)に「緒言」、第二号(四月二十四日)に「石井中警視ニ上リ講談会禁止ノ理由ヲ質問スル書」、第三号(五月一日)に「耶穌教ハ各国掠奪ノ機械ニアラスヤ」などを書いてゐる。

なお、これに先立ち同年二月二十一日、彼が「國家の盛衰は人民の氣象如何にあり」と題し、浅草井生村樓で行つた演説は、藤田組の賈札事件を攻撃したもので、聴衆からは大歓迎されたが、監臨の警察官によつて中止を命ぜられ、さらに同月二十六日、大警視大山巖によつて「東京府下ニテ公衆ヲ集メタル会場ニ於テ演説討論会禁止事」と通達され、七月二十六日まで解除されなかつた。東京における演説禁止の嚆矢といわれる。

その後、荒川は北辰社の組織の拡大を計画、十四年三月、関東同志社を設立した。その頃、北海道開拓使問題が与論をさわがせていたが、荒川は得意の演説において、盛に政府を攻撃したとい(13)う。同年九月、自由党結成の直前、荒川は静岡へ赴いた。彼の友人土居光華が、同地の攪眠社の社主前島豊太郎から、あらたに発行される東海晝鐘新報の社長として招聘されたため、彼もまた同地を訪れたのである。同新聞は、同月一日に第一号を発行、荒川もそれに「祝辞」を寄せた。さらに彼は、前島、土居らの演説会に出演、また同新聞

の社説欄にも早速寄稿している。(16)

ちょうどその頃、前島の舌禍事件が勃発した。それは、十月八日小川座で行つた前島の演説「事物變遷論」の内容が、神武天皇を醜毀したとして、監臨の警察官から告発されたためである。前島は、演説会の夜、静岡警察署に逮捕された。

このように社主は逮捕されたが、攪眠社の言論活動はそれに屈せず相変わらずつづけられ、同月十八日、小川座で演説会が開かれた。出演弁士は土居、荒川である。同夜は相憎く大雨であつたが、聴衆は二千人を超える盛況であつた。荒川ははじめ「前島豊太郎ヲ処スル法如何」と題する演説を行う予定であつたところ、警察の許可がえられなかつたため、「快樂ハ辛苦ノ比例」という演説を行つた。つづいて土居光華の「官吏鬼神ノ尊敬セラル、理如何」と題する演説に移つたが、彼がその冒頭で「前島豊太郎ハ、天皇陛下ノ忠臣トナツテ、立憲政体ヲ建立スル一端ヲ禪補セント熱心スル者ナリ。氏カ精神已ニ然リ。何ソノ天皇陛下ノ御先祖ヲ讒毀シ奉ランヤ」(句読点・手塚以下同じ)(後掲大審院判決書参照)と、前島を弁護する発言をしたところ、監臨の警部香取新之助は、発言が論題外に亘るとして、演説会の中止解散を命じた。控室でそれを聞いた荒川は、舞台にでて「只今無情ナル警官ヨリ、土居演説ハ論題外ニ渉ルヲ以テ全会散ス可キ旨、口達セラレタリ。満堂ノ諸子、速カニ退去セラルヘシ。而シテ此号令ハ那辺ヨリ出テ来ルカト云ヘハ。余カ右側ニ列席スルニ、三警部ノ頭腦ヨリ発シタルナリ」と述べたところ、警察官を罵詈雑言として、その場で逮捕された(後掲大審院判決書参照)。

しかし、同夜、土居を引取人として荒川は釈放された。<sup>(20)</sup>このように、荒川の逮捕は、警官侮辱の件の筈であつたが、警察の取調は、その演説の内容にまで及んだのである。<sup>(21)</sup>そして翌十一月九日、荒川は検事の呼出しをうけ、静岡監獄本署の未決監に収容された。<sup>(22)</sup>前島の場合と同様に、その演説につき讒謗律第二条違反すなわち不敬罪容疑で起訴されたのである。

前に述べた前島の事件は、十二月二十三日、静岡裁判所で讒謗律違反により禁獄三年罰金九百円の刑が宣告された。しかし、荒川の裁判は、年内には遂に行われず、翌十五年一月十二日、静岡軽罪裁判所の第一回公判が開かれた。同年一月一日より刑法と共に治罪法も施行されたので、前島の場合とは裁判所の名称が異なり、治罪法による軽罪裁判所の所管となつたのである。同月十三日・静岡新聞は、この公判の様相を次のように報じている。

昨十二日は、静岡軽罪裁判所にて、客歳当寺町小川座に於<sup>(23)</sup>の演説より、井の宮なる監獄に囚繋さるゝ荒川高俊氏と、原告香取警部の対審ありと聞へたるより、三新聞（静岡新聞、函右日報、東海晝鐘新報——手塚註）は云ふまでもなく、其他の人々も朝より同所の扣席に、寒を忍んで今や遅しと待ちわびたりしに、午前十一時ごろならん。愈々席を聞かるゝとのことに、待ちかまへたる四、五十名の傍聴人は公庭にぞ入りければ、暫くありて荒川氏、勇然白洲に出づ。時針十一時二十分を指す。松岡判事には中央の席に、高津検事左席に就かる。是より対審を開かるゝならんと、傍聴の面々には唾を飲、手に汗を握り、整肅たり。聽て判官松岡君、傍

聴人一同に達することあり。今茲に取調ふべきの事件あり。公聴に供するの恐れあるを以て、傍聴を禁ずとのことに、一同の傍聴は望を失したる色を以て、静々と白洲を出でにけり。

その後、対審公判は数回行われたが、いずれも傍聴禁止であつたため、詳しい状況はわからない。<sup>(24)</sup>この対審における問題点は、演説の内容について、警察側の証言と、被告の主張との間のくいちがひであつたと思われる。荒川の主張する演説内容を示す文書には、警察の取調に際し、その求めに応じて彼が提出したという「草稿」と<sup>(25)</sup>彼が獄中で書いた「演説処刑録」中に記録されている手記の二つが残つている。この両者の要旨は全く同じであるが、字句の点だけは若干の相違がある。次に掲げるものは、後者の手記である。荒川は、法廷において、演説内容の真相はこれであつたとつよく主張したにちがいない。

#### 快楽は辛苦の此例

諸君よ諸君、吾人が此世界に出生するは何等の目的ありて然るか。他なし安寧幸福を得んが為なり、然らば則ち吾人は、此政府の保護を受け、天与の権利を伸張し、以て安寧福祉を享受するの目的に外ならざるなり。然り而て他日快楽を享受せんと欲せば、宜しく今日に方て、各自其職とする事業に孜々勉勵せざる可らざるなり。今日勤勉努力せずして、他日に快楽を享受せんと欲するは、亦得べからざるの理なり。且つ快楽の多少は、辛苦勉勵の多少に基く者にして、仮令ば一日勤勞せば、一日の報酬ある如し、

故に曰く、快樂の多寡は勞苦勤勉の多少に由るなりと。苟も社会衆庶中、一人たりと雖も、今日勤勉奮努せずんば、他日快樂福祉を得べからず。否与ふ可らざるなり。故を以て今日爰に会同する同胞諸君にして、他日立憲政下に安息し幸福快樂を得んと欲せば、宜しく先づ今日政治の思想を薰陶し、国会開設の日に至らば、今日養成する所の政治思想を以て、政治の得失法度の利弊を論究し、善政を計画し、之に依りて以て、幸寧快樂を得ざる可らず、請ふ左に勤勉勞苦せざるは、安寧福祉を享受する能はざる二三の事例を枚挙して、満堂諸君に示し併て注意を請はんと欲するなり。

諸君よ諸君、今日薩、長、土、肥の人士が、廟堂の上に立ち、天下の政權を掌握し、吾人々民を管理すると同時に、其身の快安を享受するに至りしも畢竟する所は、戊辰の際幕政を顛覆し、新政府を建立するに許多の艱難辛苦に遭遇し、挫せず屈せず、辛々汲々勞苦勤勉したるの故に非ずや。

諸君よ諸君、眼を転じて一千二百年代の英国の状態を一見せよ。当時<sup>ジョン</sup>王なる者あり。苛法酷律を濫発し、以て其黔黎を虐待し、其慘忍至らざるなく、其酷薄為さざるなく、其蒼生は殆んど一日も高枕安眠の時なく、日夜憂愁悲歎を極めたるも、当時の貴族奮然猛起、<sup>ジョン</sup>王の虐政を鳴らし、之を剷除せんが為め、其貴族は<sup>ジョン</sup>王と共に、彼のランニメードなる牧野に会同し、数日間其施政の苛虐暴戾なるを論弁排撃し、終に<sup>ジョン</sup>王をして、彼の有名なる大憲章に欽印せしめ、爾後法章を制定し、租税の増減賦課等、一も国会の承諾を得る非れば、之を施行する能

はざるに至れり。而して今日世界無双の立憲政体を建立し、人民之に依りて以て安寧幸福を享受し、当時大に尽力勉努したる貴族等は、今日国会 upper 議員の顯職を負ひ、一国立法の大權を掌握するを得るに至りしも、是れ全く一千二百年代に、其臣民が艱難を凌ぎ辛酸を嘗めたるの結果と言はざる可けんや。

諸君よ諸君、眼を再転じて、一千七百年代の仏国の形勢を見せよ。<sup>ルイ</sup>第十四世より十六世に至るまで、苛法酷律以て人民の自由を箝束し、重斂多役以て人民の権理を妨害し、府庫に充たし倉粟に満たし、袈裟美車は人目を眩まし、安逸放縱宴樂に是れ耽り、蒼生の幸福は毫も齒牙に掛けず、人民を見る恰も螻蟻の如く、苟も政府の不当を一言する者あれば、直に之を縛してバスターイルの監獄に禁囚し、其压制至らざるなく、其暴戾為さざるなく、其人民は殆ど暴政の下に死せんとするに至れり、夫れ然り而して其身天譴に遭遇せずと雖も、異日革命の大變動の起るは、其原因実に胚胎せり。故を以て<sup>ルイ</sup>第十六世の時に至り、民心一度破裂し、全国一斉に勃興し、政府の压制を矯さんと雲集蟻団、先を争ひて義兵に加はり、旌旗を翻し兵戈に走り、恰も狂を病むが如し。壮丁は軍旅に疲れ、老弱は溝壑に転じ、血流骨山、全国殆ど朱殷爛斑たり。然れども義氣の精神凝結する所、終に压制の堅城を破碎し、人民漸く自由制度の下に寧息するに至れり。而して當時之に尽力せずして、袖手傍觀したる貴族僧侶等、国会開設の日に至り幸福快安を得ずして、却て困難窮苦に遭遇し、自他人民の大に福祉快安を得るに反せり。而して今日文明の中心として世界

万邦より仰望せらるるに至りしも、是れ全く一千七百年代に、其人民が艱難刻苦を凌轢したるの結果と言はざるべけんや。

諸君よ諸君。眼を転じて米國一千七百年代の状態を一見せよ。

当時英王ジョージ三世は其國庫を充実せんが為め、其米國殖民人に万般の重斂を濫課し、以て苛虐虐待せしより、殖民人は悻然憤激し、ジョージ三世の虐政を超脱せんと欲し、英に鋒鏑を向けしより、英は直に數十の軍艦を率ゐて米に上陸し、米兵と激戦し、或は勝ち或は敗れ、終に英兵は米兵の為に打ち破られ、米民はジョージ王制の羈絆を脱却し、今日世界無比の共和政治を建立し、其人民は自由權利を伸張するを得、安寧幸福を享受するに至りしも、是れ全く米民が一千七百年代に、艱難を凌ぎ辛苦を嘗めたるの結果と言はざるべけんや。

諸君よ諸君。退いて我日本國の状態を看よ。幸にして英、仏の往昔政府が其人民に対するが如きことは、古今絶えて是れなきのみならず、我聖明仁慈なる、皇帝陛下は夙に自由制度を以て、吾人々民を惠遇せんと御熱心遊ばされ、維新の際早くも已に五ヶ条の御誓文を發せられ、明治八年四月に至り、立憲政体を漸立する旨を諭され、又去る十二日を以て(十四年)、愈々國會開設すべき旨勅諭し給ひたれば、吾人々民は、毫も慷慨の心を要せざるが如しと雖も、尚ほ幾多の内憂外患あるあれば、天下泰平安眠鼓腹の治世と云ふ可らず。然らば則ち、天皇陛下に於て、明治二十三年を期し、國會開設遊ばざるゝ勅諭なりと雖も、夫れ或は世運の変遷に依り、事情の己むべからざることあるに至りては、二十三年

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

前にも御開設せらるゝやも測られざれば、愛國を以て自任するものは、今より新聞に演説に、務めて政治上の思想を發表し、而して三千六百万兄弟をして、悉く政治上の思想を抱かしめ、他日國會開設の日に至らば、今日より培養する所の政治の思想を以て、政治の得失法度の利弊を論じ、國會の爲め至大快樂を享受すべきなり。然るに同胞兄弟中、至仁至慈なる、天皇陛下の勅諭の難有を夢想せず、尚ほ頑然封建の殘夢を結び、國會開設を妨碍するが如きあらば、國會開設の日ありと雖も、恐らくは千分の福祉快樂を享受する能はざるべし。然らば則ち國會開設の日に方り、一層の快樂を得んと欲する者は、孜孜政治上の思想を涵養せざるべからざるなり。則ち今夕演説する所の不肖なる高俊を始とし、之を傍聴する諸君の如きも、常に直しく政治上の思想を薰陶養成し、國會開設の日に至り、巨大非常の快樂を享受すべきなり。ペーコンの所謂快樂は苦辛の比例と云へるは、即ち是等の謂なるべし。諸君よ諸君。他日快樂を得んと欲せば、今日に於て辛苦黽勉せざる可らず。諸君已に是等の道理を了知したれば、宜しく益々政治上の思想を涵養せざる可らず。是れ高俊が諸君に懇請する所以なり。

警察側の証言にみられる演説内容の全貌は明らかでないが、後掲大審院判決書に引用されている断行的字句を綴り合せてみると、問題になつた箇所は、次のような点であり、荒川の手記とは、相当の相違がある。

日本廟堂大臣諸公へ今日高位高官ヲ占メ、天下ノ政權ヲ掌握

シ、上天子ヲ愚弄シ、下人民ヲ勝手自儘ニ支配シ且ツ國庫ヲ浪費ス……從來、新聞ニ演説ニ、国会開設セサルヘカラサルヲ唱導シ、加之地方有力者ヨリ之レカ開設ヲ建言或ハ請願シタルヨリ、輿論勃然ト興リ、遂ニ其勢力制ス可カラサルヲ知り、今回ノ勅諭ヲ発セラレタリ。然レトモ是レ一時ノ政策ニ過キス……視ヨ、明治初年ノ御誓文ト云ヒ、八年四月ノ聖詔ト云ヒ、唯タ之レヲ人民ニ公布シタルノミニシテ、現ニ今日迄遷延セシニアラスヤ。故ニ今回ノ勅諭迎モ、決シテ廿三年ニ至レハ廿五年、廿五年ニ至レハ卅年ト遷延スルヤ必然タリ。故ニ滿堂ノ諸子ハ宜シク今日ニ當テ、決志準備、以テ明治十六年若シクハ十七八年ノ内ニ開設セサル可カラサルナリ。

演説会場の發言で、いつたいわぬは、所詮水かけ論である。静岡輕罪裁判所は、荒川の主張は全面的にこれを斥け、警察側の証言を信憑性あるものとしてそのまま採用した。そして、荒川演説は明治十四年の詔勅を譏毀した不敬の所為と断定し、冒頭に述べたごとく、十五年一月二十一日、有罪の判決を宣告したのである。<sup>(26)</sup>

荒川は、この判決を不服として上告、その身柄は、同月二十七日、五百円の保釈金を以て釈放された。<sup>(27)</sup>

荒川の上告理由書はみることでできないが、そのほとんど全文と思われるものが、後ちの大審院判決書の中に引用されているので、その内容は判明する(後掲大審院判決書参照)。それを要約すれば、次の通りである。

一 警察官の証告書にみられる荒川演説の内容は、全く事実に反

する。それは荒川が提出した演説文の前後を「添削文節シタモノ」である。

二 香取、川上兩警部は、荒川演説の途中から臨席したから(それまでは巡查一名が立会つていたという)。演説全部を聞いたわけではない。したがつて、証告書にみられる演説前半の部分は、荒川が提出した演説文をもとにして、彼等が「作為ノ言語ヲ記入シタ」ものである。兩警部は、法廷(一月十四日)で、荒川が演説の本論に入る直前に臨席したと述べたが、それは事実に反する。

三 香取警部は、警察署での取調の際、荒川が「国会ハ廿三年前ニ設立セサル可カラスト明言セサルコトハ拙者ニ於テモ已ニ之ヲ知ル」と、荒川の主張をみとめたにもかかわらず、証告書には「準備決志廿三年前即チ十六年若シクハ十七年ノ内ニ開設セサルヘカラスト明言セリ」と記載した。法廷(二月十八日)で、荒川が香取に、この「前言変更」の理由を訊ねんとしたが、判事はそれを許さなかつた。

四 証告書にみられる演説の中の英、仏、米の比例の個所は、荒川が提出した演説原稿と「行文字句」全く一致している。これは、証告書の演説内容は、「演説ヲ聞キ取タル者ヲ直記シタル者ニアラサル証」である。なぜならば、演説の直接筆記ならば、当然に話し言葉であり、演説原稿の文章体とは異なる筈だからである。すなわち、警察側は、荒川の提出した演説原稿の「前後ヲ添削シ偽詐ノ証告書ヲ作為シタ」といえる。

五 荒川の演説が不穩にわたるものであつたならば、なぜ演説中止を命じなかつたのか。そうした措置を採らなかつた警察官こそ「邦家ニ対シ忠義ヲ尽シタリと云フヘカラス否集会条例ニ背反シタル者」である。

六 荒川が現場で逮捕されたのは、土居演説が中止を命ぜられたことを、荒川が聴衆に告げる際に、警察官を侮辱する言葉を書いたというのが、その理由であつた。証告書に、荒川の演説を「勅諭違反ノ者ト認め候ニ付直チニ演説中止申付ケ高俊ヲ拘引セントシタレトモ已ニ退場シ其行衛知レサル故巡査ヲシテ搜索セシムル中土居演説ヲ始メ侯処論題外ニ涉ルヲ以テ之レ亦中止セリ」とあるのは、事実を反する。

七 香取警部は、長三洲、奥原晴湖の筆蹟を偽造する特技をもつており、それで「幾多ノ富有」をむさぼつていた。荒川がこのことを暴露したため、香取はそれを恨み、荒川の演説内容を不穩のものに作為したと思われる。

八 警察側の作為した証告書のみを偏信した第一審判決は「偏頗ノ裁判」といえる。

九 讒謗律は、これを演説に適用する明文を欠いている。これを適用したことは、擬律の誤りである。

このような荒川の上告理由に対し、大審院は、事実関係については「相当官吏ノ証告書ニ対シ反対ノ確証ヲ呈供セサルモノトス」と簡単に割り切り、また、法律適用の点では「言論ヨリ生シタル罪ハ讒謗律ニ比擬スヘキ者ニ非スト論弁スレトモ法律ノ見解ヲ誤ルモノト

ス」とだけ述べ、詳しい法律的説明を行わずして上告却下の言渡を行つた（後掲大審院判決書参照）。同年三月十七日のことである。前に述べた前島の事件も上告中であつたが、この同じ日にこれまた却下の判決が言渡された。

荒川の場合、警察側の証告書には随分疑わしい点もある。だが、事実関係は原則として上告理由にはならないから、大審院がその点を探りあげなかつたのは、止むをえないかも知れない。しかし、讒謗律適用の可否の件は、正に上告審で争うべき法律問題である。荒川の上告理由にあるごとく、讒謗律には、それを演説に適用する明文はない。そして、大審院も、明治十三年八月九日の判決において、讒謗律は演説に適用すべきではないという明瞭な見解を示していた。それにもかかわらず、荒川の場合（前島事件についても同様である）、そうした従来の見解を、なんら説明らしい説明もせず、いとも簡単に一擲し、演説に讒謗律を適用した静岡輕罪裁判所の判決をそのまま支持したことは、寔に不合理な判断といわねばならない。

荒川は、この大審院判決に承服せず、さらに再審を請求した（治罪法第四三九条）。前島もまた同様の手続を採つた。

荒川は、四月十八日、六月三日、九月二日の三回にわたつて再審理由書を提出したというが、その内容は伝わっていない。おそらく事実の誤認、法律適用の錯誤を、執拗に主張したのであるから、

再審の訴えは、「裁判確定ノ後ニ」行わるべきものであるから、（治罪法第四三九条）、刑の執行とは無関係である。すなわち荒川の場合も、上告棄却によりすでにその刑は確定し、執行されたから、併

科された罰金も「確定ノ日ヨリ一月内ニ納完」すべきであつた<sup>(41)</sup>（明治十五年刑法第二七条）。ところが、荒川はその罰金を期限内に納入しなかつたので（前島も同様である）、同年五月四日、静岡軽罪裁判所は、次のごとく換刑処分（罰金二百円を輕禁錮二百日に換える）の言渡を行つた<sup>(42)</sup>。

### 裁判言渡書

栃木県下野国那須郡黒羽向上町拾五番地士族當時  
東京府下谷区茅町三丁目拾番地寄留

禁獄人 荒川 高俊

其方儀明治十五年一月廿一日乘輿ヲ讒毀スルニ涉ルノ事ヲ演説シタル罪ニ依リ禁獄三年罰金貳百円ノ処断ヲ受ケシニ其罰金期限内ニ納完スル不能ヲ以テ明治十三年第十一号公布第一項並ニ刑法第四十二条同第二十七条ニ照シ輕禁錮貳百日ニ処スル者也

明治十五年五月四日

### 静岡軽罪裁判所

判事 松岡 康孝  
書記 高瀬 又雄

同日、前島に対して、輕禁錮二年（罰金九百円の換刑）を言渡した<sup>(43)</sup>。荒川、前島が揃つて罰金を納入しなかつたのは、もちろん経済的事情もあつたであろうが、再審の結果、勝訴を期待したことも、一つの理由であつたかも知れない。荒川、前島らは、再審の結果を「大早の兩寛を望むが如き比に非ず、貧乏寺の坊主が檀中の葬式を

待ち、蔽医者が虎列拉病の流行を望むも斯くやあらん<sup>(44)</sup>」という状態で、期待しつゝ待ち望んだが、遂に同年九月十九日、大審院は兩名の訴を棄却した<sup>(45)</sup>。監獄内で兩名揃つて、この通知をうけた時の心境を、前島は次のごとく述べている<sup>(46)</sup>。

兩人とも顔を見合せ、幾日と待に待たる大審院の判決も愈々々にて脈が切れ……依テハ今より二十七月立つて明治の十八年三月ニ至れば、先ツ三年の本刑を免がれ、夫より罰金の代りとして、一日一円の日当ニテ式ケ年の輕禁錮を相勤め、明治二十年の曉ニハ命あらば、また娑婆へ生れんものとあきらめて、一心不乱ニ読書を業とし、朝より暮に至ル迄一点の余念ナク、上ハ聖人先哲ヲ師とし、下ハ群賢義士を友とし、九尺二間の囹圄を以て司馬温公の独樂園とし、面壁五年達磨の尻の腐るまで読書した事なれば、蘇生し後新聞記者の尻馬ニでも加ハる事もあらんやと、自ら励み勇みてみれば、慘澹たる雲霧の中も左のみに苦にならず。

荒川の心境もまた同じであつたであろう。前島、荒川の獄中における状況は、前島の「獄窓雜記」に克明に記されている<sup>(47)</sup>。また、當時の新聞報道にも、時として、その消息が伝えられた。例えば十六年八月二十二日・朝野新聞は、

言論の罪を得て蔽罰を蒙りし前島豊太郎、荒川高俊の両氏は、井宮監獄署にありて、荒川氏は囚人の教師となり、時々修身の演説などなし居らるゝよし。前島氏は元來蒲柳の質なれば、痛く疲勞し居らるゝとか、また、両氏のために有志者の募りし捐金は既に二百円余に及びしより、家族の養育料に充てんとて海野某が專

ら尽力中なり。

という記事を載せ、さらに翌十七年一月十六日・同新聞には、次のような記事もみられる。

一夕の演説に誤て言論の罪を獲、三ヶ年の禁獄に処せられ、目下静岡なる井ノ宮監獄に幽囚中の前島豊太郎、荒川高俊の二氏を憫み、静岡県三州の有志者が醸金されし金高は既に数百円に及びたれば、同氏出獄の日に有名な弁士を東京より聘して演説懇親の大会を開くとのこと、又感すべきことは、荒川氏の妻女にして、同氏入獄の日より賃仕事などして悲歎に沈みながらも絶えず差入物をなし居らるゝに、伉儷の情とは云へ、其苦辛思ひ遣られて哀れなりと。

十七年六月、前島、荒川の罰金が納入された。荒川の方は前島家において支弁したのである。<sup>(48)</sup>前島の分九百円、荒川の分二百円、合せて千百円は相当の大金であるが、元来、前島家は相当の資産家であり、また、前述した新聞報道にみられる義捐金も大いに役立つたのである。これがため、同月、静岡裁判所は、荒川に対し、換刑の軽禁錮二百日を免ずる言渡を行つた。<sup>(49)</sup>

翌十八年二月二十五日、約一カ月の刑期を残して荒川、前島共に仮出獄となり、刑期満了まで特別監視<sup>(50)</sup>(明治十五年刑法附則第四二条以下)に附された。

荒川は三年余に及ぶ入獄中(禁獄には定役がない)、無聊を慰めるため述作に耽り、次のような著作を残したといわれる。<sup>(52)</sup>

欧亜地名概表 二巻 明治十五年十月稿

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

英語旁訓雑字類篇 四冊 約四百枚

熟語類集 一卷 百枚余

沼津纂訳 比例(分数・合率・諸等・連鎖) 一卷 約三十枚

沼津纂訳 平方立方 一卷 約五十枚

命位数学書 上下二巻(翻訳) 約百枚

弥爾経済論 一卷(翻訳) 約五十枚

日本外史 巻一(筆写)

荒川高俊 演説処刑録 一卷 八十枚

天籟詩稿 一卷 獄中吟咏数十詩と論文数篇

各国対照私国憲法(差入駿河半紙使用)<sup>(53)</sup>

蓮実長氏はその著「荒川高俊先生」の中で、これらの著作の内容の一部を紹介しておられるから、同氏がそれを出版された大正七年

の時点では、これらの文書が現存していたものと思われる。しかし

現在、その所在は残念ながら明らかでない。

荒川が出獄後、いつ上京したかは明らかでないが、同年八月十六日、出獄後はじめての演説会を浅草井生村楼で開いた。同年八年十

八日・自由燈は、その模様を次のごとく報じている。<sup>(55)</sup>

かねて諸新聞紙上に広告ありし如く、一昨十六日午後より浅草

井生村楼において、荒川高俊氏の演説会ありしに、聴衆中にも婦

人若干名交りありし程にて、なかなかの盛宴なりしが、唯遺憾な

るは關邪論の一題が不認可になりしことなり。演説畢りて祝宴開

かれしに、同氏の親友等列席する者数十名、或は同志が無事の出

獄を賀し、或は同氏が前途の目的に関して意見を述る等ありて主

賓互に歡を尽くし、全く退散せしは午後九時頃なりしと云ふ。

かくして荒川はふたたび政界に復帰し、民権運動の戦列に加わつたのである。

その頃、荒川は、英語を独修する地方青年のため、通信教育をはじめ、荒川宅に同居していた伊藤痴遊(仁太郎)は、その校正を手伝つた<sup>56</sup>。わが国における英語通信教育の嚆矢である。<sup>57</sup>

同年十二月、あらたに内閣制度が採用され、第一次伊藤内閣成立するや、俄然、政界は活気をおびた。荒川は旧自由党の盟友山川善太郎をはじめ、同志を集め、翌十九年三月以降、盛に演説会を開き、民権思想の啓発に努め、さらに八月、下野会を設立して栃木県出身同志の結束を計り、十月三日、加波山事件で刑死した人々の追悼会を催したが、その会での荒川の祭文がのこつている。<sup>58</sup>

伊藤内閣の条約改正事業に伴う欧化政策に反対する民間有志二百余名は、星亨を中心として結集し、同年十月二十四日、浅草井生村楼で大会を開いたが、荒川もそれに参加、この頃より、彼の立場は、同志の間に漸く重きをなした<sup>59</sup>という。

明治二十年、三大事件(言論集会の自由、地租軽減、外交策挽回)建白運動が、全国的規模で展開され、他方、後藤象次郎を中心とする大同団結運動起るや、荒川はそれらの急先鋒となつて活躍した。例えば、八月一日、政府の外交政策を不満として野に下つた谷干城の「名誉彰表」示威行進には、荒川は馬に乗つてその先頭に立ち、<sup>60</sup>また、十月九、十兩日、浅草井生村楼で開かれた旧自由改進黨連合演説会には、彼は「憲法論及び三大自由の結果如何」という題で出

演している。<sup>61</sup>

また、当時編纂中であつた憲法の内幕を暴露せんとする秘密出版物が世間に流布したが、その中でも「西哲夢物語」<sup>62</sup>はとくに著名である。これは、荒川が上野富左右らと共に編集、配布したものであつた。<sup>63</sup>これがため、同年十一月二十八日、荒川は検挙され、<sup>64</sup>翌二十一年五月二十四日、東京輕罪裁判所において、輕禁錮二年(明治二十年出版条例第一五条による官庁文書の無許可出版)を宣告され、入獄した。

明治二十二年二月十一日、憲法発布に伴う大赦により、荒川は出獄した。<sup>65</sup>この年三月、後藤象次郎の黒田内閣への入閣に伴い、大同団結運動は、河野広中、植木枝盛らの大同俱樂部と、大井憲太郎、新井章吾らの大同協和会に分裂、荒川は後者に属した。<sup>67</sup>

黒田内閣の大隈外相による条約改正事業の内容が、同年四月十九日・ロンドンタイムスの記事によつて暴露されるや、条約改正中論が、はげしく世間にまき起つた。荒川は、大同協和会の小久保喜七、渡辺小太郎、林包明らと謀り、七月七日、中止建白書を元老院へ提出した。<sup>66</sup>

九月五日、荒川は、栃木県壬生町興光寺で開かれた条約改正反対演説会へ赴き、出演の順番を待つ裡、廁の中で卒倒、遂に逝去した。<sup>69</sup>享年三十三歳。伊藤痴遊氏は、荒川について「人物も好く、弁舌は群を抜いて、学問も相当に有つたが、終に議會を見ずに死んだのは惜む可き事であつた。政談演説を公開した最初の人が、演説で最も重く処罰された人であり、而かも死んだ時は演説会場といふので

あるから、荒川は演説で終始した人だ<sup>(70)</sup>と述べている。

(1) 讒誘律 明治八年六月二十八日・太政官布告第一一〇号

第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘發公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ譽ルニ非スシテ惡名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者ヲ誹謗トス著作文書若クハ函圖肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ從テ罪ヲ科ス

第二条 第一条ノ所為ヲ以テ乘輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下 二罰併セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ

(2) 本稿・門田平三事件の註44・本誌第四四卷一〇号・七七頁参照。

(3) 明治十四年十二月二十八日・太政官布告第八一号

第三条 旧法新法ノ刑共ニ短期長期アル者ハ其短期ノ短キ者ニ從フ 但其長期ノ短キ者ニ過ルコトヲ得ス

若シ旧法新法ノ刑其短期等シクシテ旧法ニ定役ナク新法ニ定役アル時ハ旧法ニ從フ

第五条 旧法新法ノ罰金科料共ニ多数算數アル者ハ其算數ノ寡キ者ニ從フ 但其多数ノ寡キ者ニ過ルコトヲ得ス

明治十五年刑法施行前の禁獄の刑には、定役がない。したがつて刑法施行後、五年以下の禁獄は、刑法上の輕禁錮(定役なし)に該当するものとされている(前掲太政官布告第八一号 第一条)。

(4) 蓮実長「荒川高俊先生」・「故郷の先人」・大正七年・三九五頁。

(5) 前掲書・三九七頁—三九八頁。慶應義塾の「入門帳」に、荒川の名はみえていない。「入門帳」の氏名は、正規の授業料を納めた者に限られているが、当時、そうした授業料を納めない塾生か、かなり多く在塾したといわれるから、荒川もその一人であつたかも知れない。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(6) (7) 蓮実・前掲荒川先生・四二〇頁—四二三頁。

(8) 蓮実氏は、北辰社の創設を「十二年十一月二十六日」としておられるし(前掲書・四二六頁)、また、山川善太郎が北辰雜誌第一号に書いた「北辰社創立ノ主意」の日付は「明治十二年十月某日」となつていて(七頁)。しかし、明治十二年九月二十六日・朝野新聞に、同月二十七日、牛込の八重垣神社で「北辰社演説会」(荒川は「選挙法」の演説で出演)が開かれる由の広告が掲載されているから、その頃すでに北辰社は設立されていたとみている。

(9) 伊藤痴遊「自由党秘録」・続伊藤痴遊全集第一卷・五四六頁。

(10) 北辰雜誌第一号一頁以下、第二号一三頁以下、第三号一七頁以下参照。北辰雜誌は、発行の際、朝野新聞に広告を載せているが、第五号(明治十三年五月二十六日)の広告が、同月二十八日・同新聞にでた以後、その広告がみあたらない。したがつて、北辰雜誌は第五号限りで廃刊になつたとみている。なお、同雜誌については、西田長寿「北辰雜誌」・明治文化第二三卷(昭和十五年)九号・五頁以下参照。

(11) 蓮実・前掲荒川先生・四三六頁、宮武・前掲演説史・三二六頁。演説禁止の準拠法については、本稿・森田馬太郎事件の註12・本誌第四四卷七号・七六頁参照。

(12) 蓮実・前掲荒川先生・四四二頁—四四三頁。

(13) 前掲書・四四五頁。

(14) 土居光華は、兵庫県淡路の人、荒川の盟友で北辰社の同人であり、後に官界に入り、東京府兵事課長、三重県の郡長などを歴任、同県選出の代議士となつた。彼に関する文献としては、「土居光華」・「帝國議會議員候補者列伝」(庚寅社版)・明治二十三年・六六〇頁以下、梅川文男「土居光華伝」・明治文化第二卷(昭和十三年)六号・四頁以下、七号・五頁以下、八号・五頁以下、石井研堂「土居光華の著作」・明治文化第一四卷(昭和十六年)一二号・四頁以下などがある。

六七 (一三九七)

(15) 「静岡市史」には「前島豊太郎が『東海晚鐘新報』を発行するにあつて、荒川は土居光華とともに招聘されて静岡に來たのである」(近代篇・昭和四十四年・一九二頁)とある。なるほど、明治十四年十月十八日・東海晚鐘新報の社説「国権ノ振作ハ単ニ筆舌ノミ依頼ス可カラザルヲ論ス」には「客員 荒川高俊」という署名があるから、その頃、彼が客員であつたことは確実である。しかし、同新報の創刊当初から、彼が客員としてわざわざ東京から招かれたとは考えられない。なぜならば、同新報の創刊号(十月一日)に載つた彼の「祝詞」は、

貴社諸論客夫レ勉セヨ。記シテ以テ貴社創立ノ祝詞ニ充ト云爾。  
と、社外者としての立場から書かれており、さらに同月十二日・同新報には

敝社長土居光華の知友荒川高俊は、去月中旬より本県へ漫遊されしが、來る二十二日、一先づ帰京し、夫より北海道函館地方を巡廻し、凡そ二十日間も同地を漫遊し、來十一月下旬帰京の時は、横浜より清水港へ上陸し、又々当県下にて演説さるゝよし。

という記事もみられるからである。荒川は、はじめ土居を訪ねて静岡へ赴き、同地に滞在中、客員に迎えられたものと思われる。

(16) 例えば、十月一日、小川座の演説會に、荒川は「聖詔ヲ空言ニ帰シテ可ナランヤ」と題して出演、その演説筆記は、十月十一日・東海晚鐘新報に掲載された。彼が同新報に書いた社説については、註15・参照。

(17) 前島の舌禍事件については拙稿「讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例」・本誌第四二卷一・七四頁以下、前掲静岡市史・一八四頁以下を参照。

(18) 明治十四年十月十八日・東海晚鐘新報。

(19) 当時香取警部の演説強圧は著名であり、末広鉄腸の「岳南紀行」第四(明治十四年十二月二十七日・朝野新聞)にも、次のような記事がある。

静岡県下に於て演説會の取扱ひは、誠に一種特別にて、二、三月來、同地に開設する演説會の中止とならざるは、僅かに一度のことにて、其中止を命ずるものは、皆香取と云ふ警部なりと云ふ。殊に十月八日、晚鐘新聞の社主前島豊太郎は演説を終り帰宅せしに、夜半に及び香取警部の尋問の筋ありとて、同人を引立て終に其儘に拘留し、保釈を請へども許さず。同十七日に土居、荒川の二氏も演説を為したるに、中止の上に、荒川は拘引せられ、同夜責付を命ぜられしが、十一月十日に及び、荒川は再び検事局より呼出しの上、拘留となり、十二月の半頃まで、一度の札問も無く囹圄に在りと聞けり。

(20) 註18に同じ。

(21) 明治十四年十月二十日、二十一日、東海晚鐘新報の社説「荒川高俊子ノ札問」は、彼の演説は「平穩ニ其局ヲ結」んだもので、もしも「警官ノ言ノ如ク、人心ヲ煽動シ、社会ノ安寧ヲ妨害スル者ト認定セバ、速カニ其演説ヲ中止シ、聴衆ヲ解散スベキ」であつたと、逆に警察の措置を非難した。これがため同紙は、十月二十二日から十一月四日まで発行停止の処分をうけた(明治十四年十一月五日・東海晚鐘新報の社説「解停止告」による)。

(22) 明治十四年十一月十日・東海晚鐘新報の社説「弁士荒川高俊遂ニ拘留サレタリ」による。当時、静岡監獄本署に拘留中の前島は、その「獄窓雜記」に「十一月九日ニ至り、例ノ如ク朝飯モ畢リ默然トシテ柱ニ寄りカカリシ居リシニ、隣居ノ者忽チ新入ガ來タト云フ声アリ、余モ何心ナク起チテ柵外ヲ覗キ見レバ、豈料ランヤ、荒川高俊氏ガ押下ニ誘ハレテ、未決監ノ看守所ニ到ルナリ、一見吃驚仰天、シバラク茫然為ス所ヲ知ラズ」(村本喜代作「静岡事件の全貌」附録「前島頼古散人・獄窓雜記」・五〇頁)と述べている。

(23) 拙稿・前掲二つの大審院判例・本誌第四二卷一・七六頁。

(24) 對審公判は、その後十三日、十四日とひきつゞき行われ、とくに十

四日の公判には香取、川上両警部も出廷したようである(明治十五年一月十四日、十五日・静岡新聞、同月十六日・函右日報)。さらに十八日にも对案公判が行われたが(明治十五年一月十九日・函右日報)。詳しい事情は伝えられず、それがため、对案公判が何回行われたか、正確には不明である。

(25) これは、明治十四年十一月五日・東海暁鐘新報に、荒川が、警察署ノ徴収ニ応ジタル草稿」として掲載されている。

(26) 蓮実・前掲荒川先生・四四九頁―四五二頁に、その全文が掲載されている。

(27) 伊藤知遊氏は、荒川が前島の舌禍事件を弁護したため、その発言が不敬罪に問われたと、しばしばいわれているが、(例えば「言論の圧迫」前掲知遊全集第一巻・一四四頁、「赤井景韶の破獄」・前掲統編知遊全集第一巻・三三三頁等)、それは誤りである。

(28) 明治十五年一月二十四日・静岡新聞、同月二十七日・朝野新聞などは、判決書を掲載して報道している。

(29) 明治十五年一月二十八日・静岡新聞。当時、上告後の保釈中であつた前島は、荒川の第一審判決を聞いたときの模様を、その「獄窓雜記」に次のごとく記している(五八頁)。

豚兎格太郎ニ命シ、同氏ヲ保釈シテ一旦婦社セシメ、爾後ノ方法ヲ協議センモノト尽力セシメタルモ、此時攪眠社社長タリシ土居光華ハ如何ナル事故アツテカ荒川氏ノ事ニ尽力セザレバ、余ハ之ヲ輔ケントスルモ身ハ保釈ノ身ニシテ恣ニ私権ヲ行フヲ得サレバ、只豚兎ニ命令シテ荒川氏ヲ保釈セシメ、同月二十七日漸ク保釈ノ願ヒ叶ヒ、同氏モ婦社スル事トハナレリ。

これにより荒川の保釈金五百円は、前島から提供されたことが判明する。なお、在京時代からの盟友土居が、なぜ荒川の保釈に冷淡であつたかはわからない。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(30) 明治十四年十月二十日、二十一日・東海暁鐘新報の社説が、この点を鋭く指摘したことは前に述べたが(註21・参照、翌十五年一月二十二日、二十四日・静岡新聞も、その社説「前島荒川二氏ノ至罪」)において、このことを非難した。

(31) この判決書は、明治十五年三月二十九日、三十一日、四月四日、六日、八日、十一日、十三日、十四日、十五日、十八日・静岡新聞、同年三月三十日、三十一日、四月一日、四日、五日、六日、七日・函右日報に、それぞれ連載されている。

(32) 拙稿・前掲二つの大審院判例・本誌第四二巻一・七六頁。

(33) 本稿・坂崎斌事件の註15・本誌第四四巻七号・八四頁参照。

(34) 演説に讒謗律を適用することの可否を、前島事件を通じて考察したものが、拙稿・前掲二つの大審院判例・本誌第四二巻一・七四頁以下である。卑見によれば、讒謗律は演説を処罰する明文を欠いているから、前島演説が不敬の所為に該当するとしても、讒謗律第二条(註1・参照)違反とすべきではなく、国事犯(不敬罪)として適宜上裁を経て量刑を定め処罰すべきであつたと考える。演説に讒謗律を適用すべきでないことは、角田真平事件に対する明治十三年八月九日の大審院判決で、すでに示されていることであつた。詳しくは、前掲拙稿を参照されたい。

(35) 荒川事件の場合、大審院としては、演説に讒謗律を適用した第一審判決を、擬律の錯誤として破毀し、自判すべきであつたと考えられる(治罪法第四二九条によると、擬律錯誤による破毀の場合は、移送ではなく自判すべきことを義務づけられている)。その場合の法律適用は、明治十五年以前の国事犯としての量刑を上裁を経て決定し、それと明治十五年刑法第一一七条とを比照し、その軽き方を適用すべきである。これは、本稿ですでに紹介した門田平三事件(本誌第四四巻一〇号・六四頁以下参照)と全く同じケースである。

(36) 治罪法第四三九条 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ対シ被告人ノ利益ノ為メ之ヲ為スコトヲ得 但被判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

一 人ヲ殺シタル罪ニ付刑ノ言渡アリタル後其言渡ノ日ニ當リ殺サレタリト認メラレン者現ニ生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタルノ確証アリタル時

二 同一ノ事件ニ付共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時

三 犯罪アル以前ニ作リタル公正ノ証書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ証明シタル時

四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時

五 公正ノ証書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ証明シタル時

荒川が右の条項のいづれを根拠にして、再審を請求したかはわからな  
い。もしも、荒川の再審請求理由が、事実誤認と擬律錯誤であつたとす  
れば、右条項のいづれにも該当しないから、勝訴ははじめから無理であ  
つた。

(37) 前島・前掲獄窓雜記・七三頁

(38) 荒川、前島の再審請求に呼応し、東海暁鐘新報は、兩名を弁護する論を紙上に載せたので、別の筆禍事件を惹起した。すなわち、四月十五日・同新聞に掲げた社説「質疑」の内容が、荒川を「曲庇」したとして、編集人桜井源次郎が、同月二十七日、静岡縣罪裁判所で新聞紙条例違反を以て罰金三円七十五銭に処せられ(明治十五年四月二十八日・函右日報)、さらに同新報第一三二二号所載(正確な発行日は不明であるが、同年四月下旬か五月上旬と推定される)の社説「法律ノ罪人ハ必シモ道徳ノ罪人ニアラス」が、荒川、前島を「曲庇」し、成法を誹毀したとして、編集人石井弥一郎が、五月九日、同じ静岡縣罪裁判所で新聞紙条例

違反を以て禁錮一月二十日に処せられている(明治十五年五月十一日・函右日報、同月十六日・東京日日新聞)。しかし、東海暁鐘新報のそれらの号が現存していないので、いづれの社説もその内容は明らかでない。  
(39) 註36・参照

(40) 大審院判決は、三月二十七日、静岡縣罪裁判所に兩名を呼出して通達され、同日、兩名共に静岡監獄木署に収容された(前島・前掲獄窓雜記・五九頁以下)。

(41) 刑法第二七条 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム 若シ限内納完セサル者ハ一円ヲ一日ニ折算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其一円ニ満サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス 罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用ヒス檢察官ノ求ニ因リ裁判官之ヲ命ス 但禁錮ノ期限ハ二年ニ過ルコトヲ得ス(下略)

(42)(43) 明治十五年五月五日・函右日報。

(44) 前島・前掲獄窓雜記・七四頁。

(45) 前掲書・七五頁。

(46) 前掲書・七九頁―八〇頁。

(47) 前掲書・八〇頁以下参照。

(48) 蓮実・前掲荒川先生・四五五頁。

(49) 前島は、六月十三日に換刑の輕禁錮二条を免ずる言渡をうけた(前島・前掲獄窓雜記・一〇〇頁)。荒川に対する正確な言渡の日は明らかでない。前島は「獄窓雜記」に「六月 罰金上納十八日荒川ノ分」と記している(九八頁)。この「十八日」が上納の日とすれば、換刑を免ずる言渡は、それ以後であつた筈である。

(50) 明治十八年二月二十六日・自由燈。同年三月二日・時事新報などは、この仮出獄を報道した。

(51) 仮出獄者は、刑期満了の日まで必ず特別監視に附された(明治十五

年刑法附則第四〇条。特別監獄中は、毎週一回警察に出頭して近状報告を行い、酒宴または娯楽の場所には行くことが禁止され、住居移転は警察の許可を要し、一日以上の旅行、県外転居が許されないなど(同前第四四条)、生活上種々の制約をうけた。

(52) 蓮実・前掲荒川先生・四五六頁以下。

(53) 蓮実氏は、荒川が入獄中、「各国対照私考国憲法」(各国対象私考国憲法あるいは各門対照私考憲法ともいわれ、その名称はいずれが正しいのかわからない)を起草し、出獄後、それを訂正して「各国対照私憲法」(各国対象私憲法ともいわれている)とし、さらに修正して(明治十九年頃)「西哲夢物語」(註62・参照)に掲載したといわれている(前掲荒川先生・四五八頁、四五九頁、五〇五頁、五〇六頁)。しかし、この考証には誤りを含んでいる。その理由は次の通りである。

昭和十年頃、明治十四年十月一日乃至十一月二十四日・東海暁鐘新報に掲載された私擬憲法が、柳田泉氏によつて発見され、その全貌は昭和十二年、林茂氏により「東海暁鐘新報に掲載されたる各国対照私考国憲法」として公法雑誌(第三卷九号・五八頁以下、一〇号・六四頁以下、一一号・六八頁以下)に、覆刻紹介された。さらに最近、それは家永三郎、松永昌三、江村栄一編「明治前期の憲法構想」(昭和四十六年)にも収録された(二七三頁以下)。林氏は、この草案は、明治十三年五月から十四年九月までの間に、荒川、土居、山川善太郎ら北辰社の同人によつて起草されたものと推定されている(林・前掲論文・公法雑誌第三卷九号・五九頁)。

荒川が獄中で差入れの駿河平紙に書いたという(蓮実・前掲荒川先生・四五九頁)「各国対照私考国憲法」は、東海暁鐘新報所載のものを、独自に修正加筆したものと思われる。蓮実氏が、前掲荒川先生を書かれたのは、大正七年であるから、東海暁鐘新報所載の草案のことがわかつていなかったのも、荒川が獄中であつたに憲法草案を起草したと

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

判断されたのである。荒川はさらに出獄後、「各国対照私考国憲法」を修正し、「各国対照(象)私擬憲法」と名付け、これは「刊行するまでに出来」ていたというが(蓮実・前掲荒川先生・四五九頁)、蓮実氏がその著に引用されている後者の草案の一部(第一条と第二条)をのぞき(蓮実・前掲書・五〇六頁—五〇八頁)、荒川の修正案二通の内容が、現在伝わらないのは、寔に残念である。

また、「西哲夢物語」に掲載された私擬憲法は、ドイツ人口エスレルの起草した憲法草案(原規と称せらる)で(註62・参照)荒川の修正草案とは関係がない。この点、前述の蓮実氏の考証は、誤解である。

(54) 註52に同じ。

(55) 蓮実氏は、荒川が出獄後直ちに東京、出迎えの妻女と共に一旦黒羽へ帰り、暫くして上京、神田に住居を定めたと言われているが(前掲荒川先生・四八〇頁)、仮出獄中は県外への住居の変更は許されないから(註51・参照)、すくなくとも刑期満了の三月末までは静岡に滞在した筈、前島の「獄窓雜記」に「荒川氏も仮出獄中子が旧里ニ潜伏することを願ひ云々」(一一二頁)とあるのは、その裏付けであろう。

なお、同年七月頃、静岡県大江村の有志が行つた県下二十傑投票によると、荒川は三四九票を得て、雄弁家の一位に当選している(明治十八年八月六日・改進黨新聞)。このことから推測すると、彼はその頃まで静岡に滞在していたのかも知れない。

(56) 伊藤痴遊「快談逸話」・前掲痴遊全集第一三卷・一一四頁。

(57) 拙稿「近代日本通信教育事始」・三色旗第一七三号、昭和四十五年、七頁。

(58) 蓮実・前掲荒川先生・四八一頁—四八四頁。

(59) 前掲書・四八七頁。

(60) 伊藤痴遊「星亨」・前掲痴遊全集第九卷・三三八頁。

(61) 蓮実・前掲荒川先生・四八九頁。

(62)(63) 「西哲夢物語」は、四六版一四一頁の小冊子で、その内容は、グナイスト談話筆記。プロシヤ憲法条文、内閣顧問ロエスレル(Hermann Roessler) 起稿の憲法草案「原規」である。同書は、明治文全集第四卷(昭和三年版)に、今中次磨氏の解題を附して収録されている(四三二頁以下)

(64) 前掲自由党史・下巻・三一六頁。

(65) 明治二十一年五月二十五日、二十六日・めざまし新聞に、判決書が掲載されている。

(66) 蓮実・前掲荒川先生・四九二頁。

(67) 前掲書・四九三頁。

(68) 前掲書・四九五頁。

(69) 前掲書・五〇〇頁——五〇一頁。

(70) 伊藤・前掲快談逸話・前掲痴遊全集第一三巻・一三二頁。

前註

(1) 第一審判決書は、明治十五年一月二十四日・静岡新聞所載のものによる。因みに、現在の静岡地方検察庁には、この事件の判決正本は保管されていない。戦災をうけたためである。

(2) 大審院判決書は、いづれも最高裁判所保管の判決正本による。

裁判言渡書(この言葉は、手塚が補充した)

栃木県下野国那須郡黒羽向上町八十五番地主族当

時東京下谷区茅町二丁目二番地寄留

荒川 高俊

明治十五年一月

廿六年十一月

右之者ニ対スル乘輿ヲ讒毀スルニ渉ルコトヲ演説シタル事件ノ公訴審問ヲ遂ル処

被告人荒川高俊ハ明治十四年十月十六日静岡寺町小川座劇場ニ於テ政談演説ヲ為シタル節明治十四年十月十二日勅諭ヲ以国会開設ハ明治廿三年ヲ期シト被仰出タルカ故ニ其廿三年ヲ期シトアレバ若シ廿三年前ニモ開カレルヤモ測リ難ケレハ益政治ノ思想ヲ培養スヘント明言セリ而シテ仏国一千七百年代ノ状態ヲモ比例ヲ挙ケテ演説ヲ為シタルハ今之ヲ熟考スルニ聴衆ノ人心ヲ聊カ煽動シタルヤノ懸念アレトモ其他警察官ノ証告書中ニ記載アルカ如キ演説ヲ為シ乘輿ヲ讒毀シタル覚無之旨陳述スト雖モ静岡県四等警部香取新之助同九等警部川上親賢カ職務ヲ以現場ニ監視ノ際聴取タルコト確実ナリト証告スルニ抛リ被告人ハ即演説ヲ以乘輿ヲ讒毀シタル者ト認定ス是ヲ以法律ニ照スルニ刑法第三条ニ法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスコトヲ得ス若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ処断ストアルニ由リ旧法ニ照セハ讒謗律第一条ニ凡事実ノ有無ヲ論セス人ノ荣誉ヲ害スヘキノ行事ヲ摘發公布スル者之ヲ讒毀トス云々トアリ同第二条ニ第一条ノ所為ヲ以乘輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁錮三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下トアルニ該ル又新法ニ照ス時ハ第一百七条ニ天皇太子ニ對シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアリ而シテ明治十四年第八拾号布告第三条第二項ニ若シ旧法新法ノ刑其短期等シクシテ旧法ニ定役ナク新法ニ定役アル時ハ旧法ニ從フトアリ又

同第五條ニ旧法新法ノ罰金科料共ニ多数寡數アルモノハ其寡數ノ寡キ者ニ從フ但其多数ノ寡キ者ニ過ルコトヲ得ストアルヲ以て体刑ハ旧法罰金ハ新法ニ抛リ被告人荒川高俊ヲ禁獄三年ニ処シ罰金貳百円ヲ附加スル者也

静岡輕罪裁判所ニ於テ檢事高津雄介立会ノ上言渡ス  
明治十五年一月廿一日

判事 松岡 康孝  
書記 厚芝 唯一

明治十五年第二百四十三号

本人上告  
刑事局書記 小河 廉夫

主 大塚判事  
副 岡内判事  
副 関 判事

判 文

栃木県下野国那須郡黒羽向上町八十五番地主族當  
時東京下谷区茅町二丁目二番地寄留

荒川 高俊  
明治十五年一月  
二十六年十一月

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

右高俊カ所為ニ對シ明治十五年一月二十一日静岡輕罪裁判所ニ於テ左ノ裁判ヲ言渡シタリ

右ノ者ニ對スル乘輿ヲ讒毀スルニ涉ルコトヲ演說シタル事件ノ公訴審問ヲ遂ル処被告人荒川高俊ハ明治十四年十月十六日静岡寺町小川座劇場ニ於テ政談演說ヲ為シタル節明治十四年十月十二日勅諭ヲ以国会開設ハ明治廿三年ヲ期シト被仰出タルカ故ニ其廿三年ヲ期シトアレハ若シ廿三年前ニモ開カレルヤモ測リ難ケレハ益政治ノ思想ヲ培養スヘシト明言セリ而シテ仏國一千七百年代ノ状態ヲモ比例ニ拳ケテ演說ヲ為シタルハ今之ヲ熟考スルニ聴衆ノ人心ヲ聊カ煽動シタルヤノ懸念アレトモ其他警察官ノ証告書中ニ記載アルカ如キ演說ヲ為シ乘輿ヲ讒毀シタル覺無之旨陳述スト雖モ静岡県四等警部香取新之助同九等警部川上親賢カ職務ヲ以現場ニ監視ノ際聴取タルコト確實ナリト証告スルニ抛リ被告人ハ即演說ヲ以乘輿ヲ讒毀シタル者ト認定ス是ヲ以法律ニ照スニ刑法第三条ニ法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスコトヲ得ス若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ処断ストアルニ因リ旧法ニ照セハ讒謗律第一条ニ凡事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス云々トアリ同第二条ニ第一条ノ所為ヲ以乘輿ヲ犯スニ涉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下トアルニ該ル又新法ニ照ス時ハ第一百七條ニ天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二拾円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアリ而シテ明

治十四年第八十号布告第三条二項ニ若シ旧法新法ノ刑其短期等シクシテ旧法ニ定役ナク新法ニ定役アル時ハ旧法ニ從フトアリ又同第五條ニ旧法新法ノ罰金科料共ニ多數算數アルモノハ其寡數ノ寡キ者ニ從フ但其多數ノ寡キ者ニ過ルコトヲ得ストアルヲ以テ刑ハ旧法罰金ハ新法ニ抛リ被告人荒川高俊ヲ禁獄三年ニ処シ罰金貳百円ヲ附加スル者也

荒川高俊ニ於テハ右ノ裁判ヲ不当ナリトシ明治十五年一月廿五日附ヲ以テ大審院ニ上告為シタル要旨左ノ如シ

被告高俊ノ演說セシ旨趣ハ別冊演說筆記ニ明瞭スルカ如ク前段ニ苟モ人他日快樂ヲ享受セント欲セハ宜シク今日ニ孳々勉勵セサル可カラス故ニ他日立憲政治ノ下ニ棲息スル吾人ハ宜敷今日政治ノ思想ヲ培養練磨セサルヘカラサル所以ヲ陳ヘ中段之ヲ援クルニ日英仏米ノ比例ヲ条挙シ其後段ニ至テ我國ハ固ヨリ古代ノ英仏兩政府ノ如キコトハ曾テ之レナキ所以ヲ説明シ而シテ之ヲ証センカ為メ明治初年ノ御誓文及ヒ八年四月ノ聖詔及ヒ今回ノ勅諭ヲ以テセリ而シテ愈々明治廿三年ヲ期トシ国会開設セラるノ者ナレハ吾人ハ今日ヨリ政治思想ヲ培養スルニ勉勵セサルヘカラサル旨ヲ論シ以テ本論ヲ結了セリ然ルヤ静岡岡県四等警部喬取新之助外一名ヨリ差出シタル証告書中ニ記載スル所ヲ見ルニ前段日本廟堂大臣諸公ハ今日高位高官ヲ占メ天下ノ政權ヲ掌握シ上天子ヲ愚弄シ下人民ヲ勝手自儘ニ支配シ且ツ國庫ヲ浪費ス云々ト又從來新聞ニ演說ニ国会開設セサルヘカラサルヲ唱道シ加之地方有力者ヨリ之レカ開設ヲ建言或ハ諸願シタルヨリ與

論勃然ト興リ遂ニ其勢力制ス可カラサルヲ知り今回ノ勅諭ヲ筈セラレタリ然レトモ是レ一時ノ政策ニ過キス云々而シテ其後段ニ至リ視ヨ諸子明治初年ノ御誓文ト云ヒ八年四月ノ聖詔ト云ヒ唯タ之レヲ人民ニ公布シタルノミニシテ現ニ今日迄遷延セシニアラスヤ故ニ今回ノ勅諭連モ決シテ廿三年ニ開設セサルヤ明ナリ必ス廿三年ニ至レハ廿五年廿五年ニ至レハ卅年ト遷延スルヤ必然タリ故ニ滿堂ノ諸子ハ宜シク今日ニ當テ決志準備以テ明治十六年若シクハ十七八年ノ内ニ開設セサル可カラサルナリ云々トアリ

嗚呼何ソ甚シキヤ被告高俊非才薄識ト雖トモ和漢洋ノ学ヲ研修シ天下ノ事理情ヲ弁スルヲ得ル者タリ何ソ一天万乘ノ國王ヲ讒毀シ奉リ國体ヲ損傷シ上天皇ノ罪人トナリ下同胞ノ公敵トナリ以テ心ニ慊ヨシトスル者ナランヤ風癩白痴ニアラサルヨリハ誰レカ勅諭ノ末段則チ殊更ニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽動スル者ハ処スルニ因典ヲ以テスヘントノ一項ヲ恐れ且謹マサル者アランヤ被告高俊ニ於テ証告書ニアルカ如キ狂妄ノ言ヲ吐露シ以テ法律ノ罪人タルヲ欲スル者ナランヤ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス其行為ハ間然スルコトナカルヘントハ被告高俊カ著セル私考國憲案第一章第一条ニ明記セリ高俊カ平素天皇ニ對スル正心誠意其レ斯ノ如シ何ソ至尊ヲ讒毀シ奉ランヤ然ルヤ原告喬取新之助ハ何ソノ依ル処アリテカ被告演說ノ前後ヲ敢テ添削構造シ偽詐ノ証告書ヲ制シ以テ之レヲ求刑セリ然ルヲ判官ハ此妄言ヲノミ偏信シ被告ノ陳述セシ明証ヲ度外ニ放棄シタルハ実ニ偏頗

ノ裁判ト言ハサル可カラス由テ左ニ被告ニ於テ証告書中ニア  
カ如キ妄言ヲ吐カサル確証ヲ拳ケ並セテ原告ヨリ差出シタル証  
告書ハ全ク被告演説ノ前後ヲ添削文飾シタル者ナルヲ証明ス可  
シ

第一 未タ監臨ノ警部二名出席セサレトモ開演ノ時刻(明治十  
四年十月十六日午後六時)已ニ到リ且ツ巡查一名出席アルヲ以  
テ被告壇ニ登リ本題ヲ演スルニ先チ兼テ警察署へ届出シタル前  
島豊太郎ヲ処スル法如何ト云フ論題ハ何等ノ理由ニヤ認可ナラ  
サル旨来会ノ公衆ニ報道スルヤ直チニ本題即チ快樂ハ苦辛ノ比  
例ト云フ一条ノ説ヲナシ説ヒテ英王ヂョーンノ政略ニ到リシトキ  
已ニ六時廿分頃ナリキ於是時始メテ警官香取新之助川上親賢ナ  
ル者臨場セリ夫迄ハ前ノ巡查一名ノミニテアリキ故ヲ以テ警官  
ニ於テ被告演説ノ前段ハ決シテ聞キ得サル筈ナリ然ルニ証告書  
中へ彼レノ如キ妄言ヲ列記シタルハ全ク被告カ警察署ノ請求ニ  
応シ提供(十四年十月十九日)シタル演説筆記ヲ模範シテ其之レ  
カ前後ヲ作為シタル者ニ相違ナキヲ信ス何ントナレハ警官ニシ  
テ真ニ被告カ演説ノ全論ヲ傍聴シナハ直チニ之レヲ筆記シテ可  
ナリ何ンソ被告演説ノ筆記ヲ要センヤ然ルニ之ヲ要セシハ已レ  
全ク被告カ演説ノ前段ヲ聴聞セサルノ確証タリ去ル十四日原被  
對審ノ際被告演説英王ヂョーンノ談ニ到リタルマテハ巡查一名ニ  
シテ原告兩人未タ監臨セス何ンソ被告演説ノ前後ヲ知ランヤト  
論撃シタルニ已レ狼狽其道路ヲ看出ス能ハサルヨリ卑怯ナル答  
弁ヲ為シテ曰ク当夜(十月十六日夜)ノ會ハ来集聴衆モ余程夥

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

多ナルカ如クニ見受ケタルヲ以テ会場取締シテ先ツ巡查一名  
ヲ派出セリ面シテ拙者共ハ被告演説本論ニ到ル前即チ前島豊太  
郎ヲ拘留セシ不当ヲ陳述セシトキニアリト是レ遁辭ノミ己レノ  
監臨セサルヲ隱匿セシメンカ為メナリ原告カ陳述セシ会場取締  
トシテ先ツ巡查ヲ派出セシト云ハ被告演説英王ヂョーンノ事ニ至  
ルマテ臨場ナキノ証タリ且原告ハ被告カ前島豊太郎ヲ拘留セン  
不当ヲ論スルヲ聞ケリト云ヘリ被告ニ於テハ前島豊太郎ヲ処セ  
シ法如何トノ論題ハ認可ナララスト陳ヘテ一言ノ前島拘留ノ不当  
ナル云々ヲ呈露セサルナリ是レ全ク臨場セサルノ証ニシテ先臨  
ノ巡查ヨリ復聞シタルカ故斯ル誤謬ヲ来セシナルヘシ且ツ証告  
書ノ前段ニ記載アル数語教言ニ至テハ無根無葉ノ妄説ニシテ決  
シテ被告カ陳述セサル所ニシテ全ク原告カ民間論者ヲ嫌惡スル  
ノ甚タシキヨリ原告自身カ作為ノ言語ヲ記入セシ者ナリ実ニ奸  
曲モ亦甚シト云フヘキナリ而シテ原告筆記ノ如クセハ之レ前後  
矛盾自家撞着ノ演説ニシテ首尾徹貫セサル者ナリ何ントナレハ  
戊辰革命ノ際々々黽勉シタルヲ以テ今日廟堂ノ大臣トナリ高位  
爵祿ヲ得ルニ至レリト云ヒナカラ自儘勝手ニ人民ヲ支配シ国库  
ヲ浪費ス云々ト云テハ一方ハ勉力ヲ奨励シ一方ハ惡害ヲ奨励ス  
ル者タレハナリ被告カ日本英仏及ヒ米ノ比例ヲ順述シタルハ日  
本廟堂諸カカ今日此高位ヲ占ムルハ戊辰革命ノ際主家ニ尽力竭  
心シタルノ結果ナリ英國貴族カ今日国会の上院議員トナルヲ得ル  
ノ光榮アルハ一千二百年代ニ努力シタルノ結果ナリ仏國人民カ  
今日自由制度ノ下ニ棲息安居スルヲ得ルニ至リシモ一千七百年

代ニ浴雨梳風ノ艱難ヲ嘗メタルノ結果ニシテ米モ亦然ル所以ヲ列序シ日本ハ廟堂諸公ヲ称シ英ハ當時ノ華族ヲ贊シ仏米ハ其人民ヲ譽メ以テ政治ノ思想ヲ培養スルニ孳々タラシムル之援論トナシタルナリ然ルニ証告書ノ前段ニハ被告カ演説ノ大主眼トスル所ノ政治ノ思想ヲ培養スルニ勉勵セサルヘカラストノ事項ヲ抜却セリ実ニ残念ノ至リニ堪ヘサルナリ

第二鬼神ニ非ラサルヨリハ誰レカ人ノ思想精神ヲ看破スルヲ得ンヤ其レ然リ而ルヲ原告香取新之助ハ被告ヲ尋問シテ曰(明治十四年十月十六日夜警察官被告ヲ尋問セシ始末書ハ別冊検事へ提供シタル書面ニ歴然タリ)ク其方先刻ノ演説ハ聴衆ヲ煽動シ我日本モ往昔英仏政府ノ如ク暴虐ナレハ宜シク干戈ニ訴フルモ明治廿三年前ニ国会ヲ開設セサルヘカラストノ思想精神ニテ演説シタルナラント思考ス果シテ然ラハ勅諭ノ末段ニ牴觸シタル者ナリト被告答テ曰ク決シテ然ラス凡ソ人トシテ他日安寧ノ幸福ヲ享受セント欲セハ今日ニ努力セサル可カラス即チ他日立憲政治ノ下ニ棲息シテ幸福ヲ得ント欲セハ今日ニ政治ノ思想ヲ培養セサルヘカラスト明言シ之ヲ援クルニ日本英仏等ノ例ヲ以テシタレトモ未タ嘗テ我国モ往昔英仏政府ノ如クナレハ干戈ニ訴フルモ廿三年前ニ国会開設セサルヘカラスト明言センヤ唯一言シタルハ陛下ニ於テ明治廿三年ヲ期トシ開設セラル、ノ勅諭ナリト雖トモ期トスルト云期字ハ廿三年マテノ間ヲ指示スル者ト考フレハ陛下ニ於テ其レ或ハ廿三年前ニモ御開設セラル、ヤモ測ラレサレハ諸子ハ宜ク今日ニ政治ノ思想ヲ培養シ国会開設ノ

日ニ至ラハ政治ノ得失法度ノ利弊ヲ論セサルヘカラストハ断言セリ且ツ警官ニ於テ余ハ国会ハ廿三年前ニ建立セサルヘカラストハ決シテ明言セサルコトハ記憶セラレヨト警官又曰ク其方ニ於テ固ヨリ国会ハ廿三年前ニ設立セサルヘカラスト明言セサルコトハ拙者ニ於テモ已ニ之ヲ知ル然レトモ其方ニ於テ英仏ノ例ヲ拳クルカラニハ日本モ英仏往昔政府ノ如キ悪虐ナレハ干戈ニ訴ルモ廿三年前ニモ設立セサル可カラストノ思想精神ニテ演説シタルナラント然ルニアラサレハ英仏ノ例ハ本論ニ於テ無用ナル答ナリト(此尋問ハ被告カ思想ニ立入りタル者ニシテ奇怪千萬ナルヲ以テ明治十四年十月廿廿一兩日ノ東海曉鐘新報ニ詳論シ之ヲ社会公衆ニ質セリ)単ニ英仏ノ例ヲ拳ケタル所以ノミヲ尋問シ未タ曾テ其之レカ前後ヲ尋問セサルハ被告カ全ク証告書ニアルカ如キ狂論暴議ヲ吐カサルノ証ナリ已ニ斯ノ如キ妄言ヲ吐カス故ニ之ヲ尋問セサルノミナラス原告亦其方ニ於テ国会ハ廿三年前ニ設立セサル可カラスト明言セサルコトハ拙者ニ於テモ已ニ之ヲ知ルト確言シ其舌根未タ乾カサルニ早已ニ前言ヲ變更シ更ニ証告書中へ被告ニ於テ準備決志廿三年前即チ十六年若シクハ十七年ノ内ニ開設セサルヘカラスト明言セリト記載セリ(以下)演説ハ新聞雜誌ノ如ク明文ナキト警察署尋問之際立合人ナキヲ幸トシ随意勝手ニ偽詐ノ証告書ヲ制セリ暴モ亦甚タシト云フヘシ猫眼ノ転スルカ如ク原告ノ前書ヲ交換スル甚タシキカ故去ル十八日審問ノ際判官ニ請フテ原告本人ト對審シ前言變更ノ廉ヲ正スヘシト欲シタレトモ何等ノ理由ニヤ遂ニ許サレサルハ

実ニ遺憶ノ至リニ之レアリキ其レ斯ノ如ク証告書ハ全ク作為ニ成ルノ明証アルニモ係ハラズ判官ハ単ニ原告作為ノ証告書ヲノミ信シタルハ偏頗モ亦甚タシキ者ニシテ被告ニ於テハ痛敷ニ堪ヘサルナリ

第三 演説ナル者ハ文章ノ如ク演セハ決シテ聴衆ニ解シ得サルモノナリ故ニ之レヲ平話ニ訳シテ演説スル者ナリ人ノ思想ハ各自皆異ナル者ニシテ其思想ヲ文章ニ写出ス必ラス異ナラサル可ラサルナリ然ルニ原告ヨリ差出シタル証告書ノ中段即チ英仏米ノ比例ニ至テハ其行文字句毫モ被告カ提供シタル演説筆記ト相違セサルハ甚タ怪シムヘキニ堪ヘタリ於是乎知ル之レ全ク原告カ被告ノ演説筆記ヨリ謄写シタル者ニシテ決テ原告カ被告演説ヲ聞キ取タル者ヲ直記シタル者ニアラサル証ナリ且ツ別冊警官尋問始末書ニ歴然タルカ如ク原告ニ於テ単ニ英伝ノ例ノミヲ尋問シ曾テ一言ノ被告演説前後ノ事項ニ及ハスシテ原告ハ被告ニ云テ曰ク追々尋問スヘント故ニ被告退宿シテ原告ノ尋問ヲ待テリ然ルニ爾來一回ノ尋問ナク十九日(十四年十月十九日)ニ至リ被告ヲ召喚シタルヲ以テ早速出頭セシ処即刻演説筆記ヲ持参スヘント因テ直チニ之ヲ提供セリ之レ則チ英仏ノ例ヨリ他ニ尋問スヘキ事項ナキヲ以テナリ且ツ被告演説筆記中ニ仏王路易ノ政略ヲ過激爽快ニ記載シアルヲ基礎トシテ巧ミニ之レカ前後ヲ添削シ偽詐ノ証告書ヲ作為シタルヤ明ナリ然ラサレハ英仏米ノ例ノミ其行文字句異ナラサルノ理アラシヤ

第四 原告ニ百歩ヲ譲リ被告果シテ証告書ノ前段ニアルカ如キ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

狂暴ノ言ヲ陳露セントセンカ之レ國安ヲ妨害シタル者ナリ何ソ速カニ被告此演説ニ對シ中止解散ノ命ヲ出サ、ルヤ謹シテ集會條例ヲ案スルニ其第六條及ヒ其追加ニ明記シテ曰ク派出ノ警察官ハ認可ノ証ヲ開示セサルトキ講談論議ノ届書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戾ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ及ヒ集會ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命シテ之ニ從ハサルトキハ全會ヲ解散スヘシ但本條ノ解散ヲ命シタルトキハ其情狀ニ依リ東京警視長官其他ハ地方長官其結社ヲ解散セシメ又ハ其管轄内ニ於テ一ヶ年以下其會員ノ公衆ニ對シ政事ヲ講談論議スルコトヲ禁スルヲ得ヘントアリ然ルニ原告ハ之ヲ中止解散セサルハ全ク原告ハ英王ザンノ事ヲ論スルマテ臨場セサルノ証ニシテ被告亦斯ル妄論ヲ顯陳セサルノ証タリ且ツ原告ヨリ証告書ノ末段ニ記載アルカ如ク国会開設ハ準備決志以テ廿三年前ニ建立セサルヘカラスト明言セハ之レ亦人ヲ罪戾ニ教唆誘導シタル者ナリ如何ソ中止セスシテ可ナランヤ然ルニ事此ニ出テサルハ被告ニ於テ斯カル暴議ヲ吐カサルノ証ニシテ原告ノ耳朶亦之ヲ聞カサルカ故ニシテ無事ニ全論ヲ演了セシメルニアラスヤ斯ク説キ出セハ人或ハ言ハン演説ハ前段ニ於テ之ヲ中止スルモ中段ニ於テ之ヲナスモ後段ニ於テ之ヲ為スモ又演了ツテ而シテ后之ヲ中止スルモ之レ臨場警官ノ随意ナリト嗚呼何ソ弁者ノ暗愚ナルニ一焉ニ至ルヤ一盜賊アリ將サニ人家ニ忍ヒ入ントス査官之レヲ自撃シナカラ其場ハ其儘之ヲ見逃カシ盜賊已ニ入テ其品物ヲ窃盜シ去ラント欲スルトキ之

ヲ縛シテ而シテ之ヲ罰ス之レ豈ニ査官ノ職務ナランヤ警官ニシテ若シ証告書中ニアルカ如キコトヲ演説スルモ恬然之レヲ顧ミス演シテハツテ而シテ后之レヲ処分ス之レ臨場警官ノ職ヲ尽シタリト言フヘカラス何トナレハ十分ニ公衆ノ人心ヲ煽動シ社会ノ安寧ヲ妨害セシメテ悪害ノ未タ大ナラサルニ防制セサル者ニシテ邦家ニ対シ忠義ヲ尽シタリト云フヘカラス否集会条例ニ背反シタル者タレハナリ

第五 別冊警察署尋問始末書ニ明記セルカ如ク被告演説ハ無事ニ其局ヲ結ヒ退場後十分間ノ休息ヲ為シ第二席土居光華ナル者出テ演壇ニ登リ官吏鬼神ノ尊敬セラルル理如何ト云ヘル演題ニテ将サニ演説セントスルニ先チ満堂ノ聴衆ニ向ヒ公言シテ曰ク今夕斯ク聴衆諸子ノ来会ヲ辱スルハ我等演説ノ巧妙ナルニアラスシテ全ク荒川高俊カ前島豊太郎ヲ処スル法如何ト云フ論題ノ演説ヲ傍聴セント欲シテ来会シタルヲ信ス夫レ前島豊太郎ハ取テ有名ノ学士ニモアラス又卓越シタル論客ニモアラス通常一般ノ免許代理人ニ過キス然レトモ愛國ノ志情ニ富ミ今回東海晚鐘新報ナル一新聞ヲ発見シ天皇陛下ノ忠臣トナツテ立憲政体ヲ建立スル一端ヲ裨補セント熱心スル者ナリ氏カ精神已ニ然リ何ソノ天皇陛下ノ御先祖ヲ譏毀シ奉ランヤト言未タ了ラサルニ警部香取新之助ハ会主ニ令シテ土居ノ演説ニ論題外ニ亘ルヲ以テ演説中止全会解散申付ル旨口達セラレタリ因テ会主桜井勝章被告等ノ休息所ニ至リ右警官ノ口達ヲ伝ヘリ故ニ被告直チニ演説場ヘ参リ之ヲ土居ニ告ケ演説ヲ中止シ(是時被告演説了リシ後十

分ノ休息时间ト土居ノ演説中止マテ時間前後合セテ二十五分余之レアリキ)被告土居ニ代リ聊カ警官ニ対シ罵詈ニ亘リタレトモ左ノ數言ヲ陳ヘテ聴衆ヲ解散セシメタリ只今無情ナル警官ヨリ土居演説ハ論題外ニ渉ルヲ以テ全会散会ス可キ旨口達セラレタリ満堂ノ諸子法律ノ罪人トナル速カニ退去セラルヘシ而シテ此号令ハ那辺ヨリ出テ来ルカト云ヘハ余カ右側ニ列席スル二三警部ノ頭腦ヨリ発シタルナリト一言スルヤ否警官忽然立テ汝荒川高俊尋問スヘシ速カニ警察署ヘ同道スヘシト被告ヲ拘引シ去レリ右ノ実事ナルヲ以テ被告カ拘引ハ只今警官ヲ罵詈シタルニ由ルト信セリ(果シテ警察署ニ於テ罵詈ノ尋問ヲ蒙ムレリ)何ソトナレハ被告ノ演説ニシテ証告書ノ前後ニアルカ如クナリトセハ被告演説中カ又ハ説了リシ際之ヲ会主ニ命ジテ演説中止解散スヘキ況ンヤ被告演説結局後土居演説論題外ヲ陳ルマテ前後廿五分余ノ間隙アルニ於テヲヤ然ルニ事此ニ出テサルハ被告演説ハ証書ニアル如キ狂論暴議ヲ陳露セサルノ証ニテ世人モ亦被告カ拘留ハ演説諱忌ニ触レタルニ非スシテ全ク警官ヲ罵詈シタルニ由ルト唱道セリ且ツ尤モ怪シムヘキハ被告演説諱忌ニ触ル、疎アリトセハ土居壇ニ登リシキト只今荒川ノ演説ハ諱忌ニ触ル、所アルヲ以テ演説中止解散スヘケレハ第二席土居ノ演説モ不相成ト号令セサルヘカザルナリ然ルニ警官二名巡查一名共二三名壇ノ右側ニ蔽然列席シナカラ片言ノ号令タニ発セザリキ而シテ稍々アツテ土居演説論題外ナリト云テ中止シ其解散ノ命ヲ被告カ公衆ニ伝令スルノ際警官ヲ罵詈スルヤ否被告ヲ拘引

シタルヲ以テ見レハ是レ全ク被告ニ公衆ノ前ニ於テ罵詈雑言セラレタルヨリ憤激ヲ發シ被告ヲ罰セント欲シタレトモ此一箇ノ罵詈ヲ以テ被告ヲ処スルハ甚タ瑣少ノ罪科ナルヲ考ヘ寧ロ被告演説ノ前後ヲ添削シ以テ之レニ決罪ヲ課スルニ如カサルナリト不正ノ処置ヲナシ事此ニ及ヒタルヤ瞭然タリ右陳述スルカ如ク演説中止首尾相合ハサルヲ隱蔽センカ為メ証告書ノ極末ニ記シテ曰ク右勅諭違反ノ者ト認メ候ニ付直チニ演説中止申付ケ高俊ヲ拘引セントシタレトモ已ニ退場シ其行衛知レサル故巡査ヲシテ搜索セシムル中土居演説ヲ始メ候処論題外ニ涉ルヲ以テ之亦中止セリ云々トノミ記シテ被告カ土居演説中止解散ノ命ヲ公衆ニ伝令スルトキノ始末ヲ抜却セリ實ニ狡猾ノ至リト云フヘシ且ツ土居演説論題外ニ涉リシヲ以テ之又中止セリト然ラハ土居演説論題外ニ涉ラサレハ其全論ヲ演了セシムル乎前後矛盾モ甚シト云フ可シ是レ全ク實事ニ反スル者ニシテ自己ノ不都合ヲ呈ハスニ過キス此一点ニ至テハ已ニ縷述シタルカ如ク演説中止ハ土居演説論題外ニ涉リタルニアリ然レニ勅諭違反ノ者ト認メタルニ付演説中止申付ケタリト之レ何物ニ命シタル者ナル乎會主ニ令シタル乎會主桜井勝章ハ決シテ被告演説ニ對シ中止ノ旨達セラレサルナリト確言セリ然ラハ警官ハ被告演説ニ中止ヲ申付ケタリトハ之レ全ク作為ニ出タルヤ知ル可キノミ且ツ怪シムヘキハ巡査ヲシテ被告ヲ搜索セシメタリト是亦虛説ノミ何ントナレハ前述スルカ如ク土居演説中止スルマテハ警官三名毫モ動搖ナカリシヲ以テナリ依是觀之ハ被告ノ妄言ヲ吐カサル明カニシテ被告

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ニ罵詈雑言セラレタルカ故証告書ヲ作為シ以テ求刑シタルヤ照々リ第六 香取新之助ハ當時有名ノ書家長三洲奥原晴湖ノ筆蹟ヲ偽造スルニ甚タ巧妙ニシテ晴湖三洲ノ印章ヲ模刻シ巧ニ之レカ筆跡ヲ偽造シ愚民ヲ欺騙シ非常ノ価金ヲ横取シ為メニ幾多ノ富有ヲ致セリ嘗テ談偶々書画ノ事ニ及ヘリ是時被告坐上ノ雅客ニ告ケテ曰ク香取氏ハ三洲晴湖ノ偽筆ニ老練アル者ナリ兩家ノ潤筆ヲ氏ヨリ購求スルノ雅君ハ宜シク此ニ注意セサルヘカラスト一條ノ茶話ニ談過セリ此說條マチ世人ノ伝評スル処トナリ世人名ケテ香取三洲晴湖ト稱スルニ至レリ而シテ之ヲ知ル者ハ爾後氏ニ托シテ三洲晴湖ノ潤筆ヲ購求セサルノミナラス反テ是レマテ買得シタル書幅ヲ氏ニ反戻シテ其偽ナルヲ督促スルニ至レリト被告ニ之レヲ發露セラレタルヲ怨根ト思ヒケン常ニ被告ヲ讐敵視シ好機會アラハ一大困難ニ陥シ入レ其怨根ヲ晴ラサント欲セシ者ノ如シ然ルニ今回被告演説中佞國ノ例及ヒ國會開設ハ明治廿三年ヲ期シトアレトモ期字ハ二十三年マテノ間ヲ指示スル者ト考フレハ陛下ニ於テモ世運ノ變遷ニ依リ事情已ムヘカサル者アルニ至テハ其レ或ハ二十三年前ニモ開設セラル、ヤモ測ラレサレハ今日ニ政治ノ思想ヲ培養セサルヘカラスト明言セシヲ幸トシ且ツ勅諭ノ末段ヲ奇貨トシ被告ヲ躁急ヲ争フタル者ニ比擬シ被告演説ノ前後ヲ添削文飾シタルヤ一点ノ疑フヘキニアラス然レトモ被告ニ於テ斯ル實事ヲ拳ケテ弁護ノ一端トナスニアラサルナリ然レトモ被告無暇演説ヲ異日ニ至リ隨意勝手ニ作為シタルヲ以テ之ヲ見レハ其或ハ之レカ原因トナリタルヲ知ラン

七九 (二四〇九)

ヤ

第七 原告ヨリ差出シタル証告書ハ全ク被告演説筆記ヲ主眼トシテ其ノカ前後ヲ添削文飾シタル明証アルニモ係ハラス判官ニ於テ偏ニ此証告書ノミ信シ被告陳述ノ明証ヲ採択セサルハ甚タ偏頗ノ裁判ト言ハサルヘカラス判官ノ如ク原告ノ証告書ヲノミ偏信シ之ニ裁断ヲ下スニ至リテハ天下ノ良人ニシテ冤柱ヲ蒙ムルニ至ル者枚挙ニ遑アラサラントス何トナレハ正心誠意ヲ具フルノ正士ト雖トモ警官ニ嫌悪セラル、ニ至テハ着実穩當ノ演説ヲナスモ警官其說中諱忌ニ触ル、カ如キ演説者ノ陳述セサル狂言暴語ヲ記入シ以テ証告書ヲ偽造シ之ヲ以テ求刑セハ容易ニ無辜者ヲ罪戾ニ陥入ル、ヲ得ヘケレハナリ嗚呼恐レ且謹マサル可ケンヤ今回静岡警察官カ被告演説ノ前後ヲ作為構造セシ一事ヲ以テ見ルモ從來警官カ無辜ノ良民ヲ罪戾ニ陥シ入レタルコトアルヲ信スルナリ而シテ警官ヨリ差出ス証告書ハ決シテ十全完具ノ者トナスニ足ラス其故ハ現場ニ於テ演説ノ陳述スル所ニシテ諱忌ニ触レ若シクハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムル事項アラハ警官直チニ之レヲ其手簿ニ筆記シテ演者ニ向ヒ其方ハ斯クノ如キコトヲ演説セリ是レ諱忌ニ触レタル者アリト云テ之ヲ演者ニ正シ並セテ満堂聴衆ニ問ヘハ其之レヲ演セシカ否ラサルカヲ証明スルニ足リテ確乎タル明証ヲ造出スルヲ得ヘキナリ然ルニアラスシテ現場ハ其儘之ヲ聽過シ去リ異日ニ至リ警官随意ニ添削文飾セラル、ニ至テハ実ニ被告等ノ痛歎大息ニ堪ヘサル処ナリ即チ被告ハ判官カ奸曲ナル警官ヨリ差出シタル偽作ノ証告書ヲ

偏信セラレタルヨリ此冤罪ヲ蒙リ許多ノ年月ヲ牢圍ニ消費スルヲ哭泣シテ措カサルナリ

第八 法律ニ正条明文ナキ者ハ其罪ニ問ハサルハ是レ世界各邦ニ通シタル刑法ノ原則ナリ今明治十五年一月一日ヨリ頒布セラレタル新法ニモ法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖トモ刑ヲ科スルヲ得スト顯然明記セリ今其レ被告ニ於テ証告書中ニアルカ如キ狂言暴語ヲ陳露セント仮定セシカハ決シテ讒謗律ヲ適用スヘキ者ニアラサルヲ信ス静岡裁判所判官ハ固ヨリ卓越賢明ノ士タリ何ンソ法律ノ適用ヲ誤ランヤ然レトモ被告謹ンテ讒謗律ヲ案スルニ其總則トモ称スヘキ第一条ニ於テ未タ嘗テ言論ノ罪ヲ掲ケサルナリ其讒謗律ヲ適用スヘキ者ハ著作文書若シクハ凶画肖像ヲ用ヒ展覽シ若シクハ発売シ若シクハ貼示シテ人ヲ讒毀誹謗スル者ニ限レリ而シテ同条ニ依レハ讒謗律ノ總則ハ未タ言論ヨリ生スルノ罪ヲ讒謗律ノ第二条ハ比擬スヘカラサルナリ実ニ法律ノ原則ニ背反スル者ト信ス議者或ハ言ハシテ人ヲ讒謗スルモ其之ヲ処スルノ法律ナキヲ以テ讒謗律ニ比擬セサルヲ得サルナリト其レ或ハ然ラン然レトモ他ニ言論集會ヨリ生シタル罪ヲ処スルノ法律アラハ何ソ之レヲ措テ彼ヲ取ルノ理アラシヤ況ンヤ言論集會ニハ既ニ嚴肅ナル集會条例アルアリ復タ他ノ法律ヲ比擬スルヲ須ヒンヤ

右条拳スルカ如クナルヲ以裁判不服ニ付別冊演説筆記並ニ警察署尋問始末書相添此段上告ニ及ヒ候何卒公明正大至当公平ノ裁判アラント切望ス

弁 明

現行犯罪ニ付其場ニ臨ミシ相当官吏カ職權ヲ以テ取調ヘシ証告書ハ反对セシ確証ヲ呈供スルヲ除クノ外ハ之ヲ棄却スルコト能ハサル者トス本案ノ被告人即チ上告人カ上告ノ主点ヲ約言スレハ静岡縣警部香取新之助外一名ノ証告書ハ無根ノ妄説ヲ記載シタル者ナルニ此ノ証告書ノミヲ偏信シ処断セシハ不当ナリト論弁シ而シテ其論弁ノ言ヲ觀ルニ警官ヨリ差出シタル証告書ハ上告人カ提供セシ演舌筆記ノ前後ヲ添削シ無根ノ妄説ヲ記入シタルモノニシテ全ク警官カ民間論者ヲ嫌惡スルノ甚タシキヨリ作為シタル者ナリト云ニアリテ相当官吏ノ証告書ニ対シ反对ノ確証ヲ呈供セサルモノトス又上告人ニ於テハ言論ヨリ生シタル罪ハ讒謗律ニ比擬スヘキ者ニ非スト論弁スレトモ法律ノ見解ヲ誤ルモノトス故ニ原裁判所カ讒謗律ニ比擬シ刑法第三条第二項及ヒ明治十四年第八十一号布告ニ依リ処断セシハ不法ノ裁判ト為スコトヲ得ス

判 決

右ノ如クナルヲ以テ明治十五年一月二十一日静岡縣罪裁判所ニ於テ荒川高俊ニ言渡シタル裁判ハ破毀スヘキ理由ナキニ因リ上告状却下スル者也

明治十五年三月十七日

判 事 岡内 重俊

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

宣 告

右高俊カ再審ノ訴ニ対シ専任判事ノ報告書本院検事長ノ意見書ニ由リ判決スル左ノ如シ

荒川高俊ニ於テハ明治十四年十月中政談演説ヲ為シタル事項ハ讒謗律第二条ヲ犯シタルモノトシ明治十五年一月二十一日静岡縣罪裁判所ニ於テ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從ヒ禁獄三年罰金貳百円ノ処断ヲ言渡サレタルヲ不当トシ明治十五年一月二十五日大審院ヘ上告為セシト雖其理由無キ旨ヲ以テ上告状ヲ却下セラレタリ然ルニ其後他ノ裁判例ヲ援証シ再審ノ訴ヲ為スト雖モ其陳弁スル処之ヲ要スルニ本院ノ判決ニ対シ不服ヲ鳴ラスニ過キスシテ治罪法第四百三十九条ニ例載シアル各項中何レノ場合ニモ適當セサルモノナレハ再審ノ原由非サルニ依リ之ヲ棄却スル者也

明治十五年九月十九日

判 事 関 義臣  
判 事 大塚 正男

栃木県士族  
静岡監獄署禁獄人

荒川 高俊

裁判長 判 事 中島 錫胤  
專任 判 事 山根 秀介

判 事 鳥居 断三  
判 事 兵頭 正懿

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

判事	土師 聖典
判事	昌谷 千里
判事	木村 義路
書記	中西 真淑